

令和7年度
秋田市文化振興助成事業

市民の文化活動を
応援します！

申請受付期間：令和7年2月3日(月)～2月21日(金)

秋田市では、「秋田市文化振興基金」を設置し、市民の皆さんの自主的な文化活動に対し、事業費の一部を助成しています。募集部門は、次の2部門です。(詳細は募集要項参照)

募集部門	1 一般助成事業	2 ヤングクリエイター助成事業
交付対象事業	広く一般市民に公開され、本市文化の向上に寄与すると認められる事業 ＊毎年同規模で行われている事業は、周年・記念等、例年を上回るものを除き、原則として助成対象外となります。	若者により広く一般市民に公開され、本市文化の向上に寄与すると認められる事業 ＊毎年同規模で行われている事業は、原則として3回を限度に助成対象とすることができます。
交付対象者 □に、☑して確認ください。	<input type="checkbox"/> 秋田市在住の個人及び、秋田市に拠点を置き、秋田市内で活動している団体である。 <input type="checkbox"/> 一定の規約を有している団体である。(団体の場合のみ) <input type="checkbox"/> 代表者が明らかである。 <input type="checkbox"/> 一定の活動実績を有し、事業を完遂できる見込みがある。 <input type="checkbox"/> 会計処理が明確である。	<input type="checkbox"/> 18歳以上40歳未満の個人若しくは、18歳以上40歳未満の方が過半数を占め、秋田市内を中心に活動している団体である。 <input type="checkbox"/> 一定の規約を有している団体である。(団体の場合のみ) <input type="checkbox"/> 代表者が明らかである。 <input type="checkbox"/> 事業を完遂できる見込みがあり、今後も継続して活動を行う見込みがある。 <input type="checkbox"/> 会計処理が明確である。
助成金の率 助成額上限	助成対象経費から入場料等収入を控除した額の2分の1以内 (上限30万円)	助成対象経費から入場料等収入を控除した額の3分の2以内 (上限20万円)
助成対象経費	出演料、講師謝金、舞台・設営費、宣伝費、通信運搬費など、事業に直接要する経費です。 ＊団体の運営や団体の構成員に係る経費など、対象とならない経費もあります。【裏面参照】	
交付決定	秋田市文化振興審議会(3月下旬予定)で審議をし、助成金の交付の可否および助成金額を決定します。 ＊審議結果によっては採択されない場合もあります。	
その他、留意事項	他の機関(国・県等)からの助成等があるもの、宣伝・営利等を目的とするものなど、対象とならない事業もありますので、詳しくはお問い合わせください。	



秋田市の文化振興助成事業を
活用してみませんか！

<これまでの事業例>

◎学術に関する講演会・シンポジウムの開催 ◎芸術に関するコンサート・展覧会・演劇の開催など

【問い合わせ・申請書の提出先】

秋田市観光文化スポーツ部文化振興課 振興担当
〒010-8560 秋田市山王一丁目1番1号

電話 018-888-5607 FAX 018-888-5608 E-mail ro-edcl@city.akita.lg.jp

ホームページ 秋田市公式HP(<https://www.city.akita.lg.jp/index.html>)より広報ID検索「1002416」)

※募集要項、申請書は秋田市文化振興課窓口、または秋田市公式ホームページから入手できます。

お気軽にお問い合わせください。

本事業の実施は、市議会における令和7年度予算の議決をもって正式に決定します。予算の成立状況等により、変更が生じる場合がありますので、あらかじめご了承の上、申請してください。

交付対象経費は、令和7年度内に事業を行うために直接必要な経費です。
対象となる主な経費の例は、以下の通りです。詳しくは、お問い合わせください。

【参考】 交付対象経費

交付対象経費	具 体 例
出演料・謝金	出演者報酬、講師謝金、事業協力者謝金等
旅費	出演者や講師の交通費、宿泊費
会場費	会場使用料、会場附帯設備使用料(本番および本番と規模・会場等と同じくするリハーサル)
舞台費・設営費	大道具、小道具、衣装、照明、音響、映像、楽器借料、調律料、会場設営・撤去費、展示工作費、機材借料等
宣伝費	広告宣伝費(新聞、雑誌等)、看板製作費等
印刷製本費	書籍印刷、パンフレット(プログラム)、ポスター等(単価・部数を記載)
記録費	録画・録音・写真費(活動成果として記録するものに限る)
通信運搬費	機材運搬、作品搬入・搬出、連絡経費(電話代を除く)
その他	上記以外で特に必要と認められる経費(著作権使用料、入場券販売手数料等)

【参考】 交付対象外経費について

なお、**交付対象外経費**は秋田市文化振興事業助成金交付要綱第3条より、以下のとおりです。

交付対象外経費	具 体 例
団体の運営に係る経費	内部講師(申込団体の構成員)にかかる経費など
団体の構成員の人件費および謝礼等に係る経費	助成申請者・申請団体の構成員にかかる交通費・宿泊費、駐車料金、ガソリン代など
会議等の開催に係る経費 (会場費、飲食代等をいう。)	会議等に伴う経費(会議会場費、パーティー開催費、交通費等) など
賞金、賞品、記念品等に係る経費	記念品代、花束代、コンクールなどの賞金代・賞品代など
伝統文化又は民俗文化の保存目的以外の備品購入に係る経費	助成申請する事業以外でも使用できる備品の購入など
前各号に掲げるもののほか、助成事業以外の事業に要する経費と識別することが困難な経費	礼状通信など